

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
河原社会保険労務士事務所 河原 清市
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

傷病手当金をめぐる法律の知識

1. 傷病手当金の対象者

病気やけがのために仕事ができず、会社から給与が減額されたり支給されなかったりしたときに傷病手当金が支給されます。ただし、従業員の方が健康保険制度に加入していた初めて支給されます。

つまり、自営業を営んでいる人が入る国民健康保険組合には、傷病手当金という制度はありませんので、支給はないわけです。業務上のけがや病気等は当然、対象になりません。

2. 傷病手当金の支給要件

①療養中であること

病気やけが等により療養をしていること。医師の診断書や事業主の証明書等が必要になってきます。

②働くことができないこと。これを労務不能と言います。本来の仕事に就くことができなくても相当額の報酬を得ているようなときは労務不能とは言いません。

ただし、本来の仕事の代替的な性格を持たない副業や内職などに従事したりしているときは労務不能が成立します。

③4日以上継続的に会社を休むこと。

例 1

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み
待機期間			4日目より支給				

例 2

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
休み	休み	出勤	休み	休み	休み	休み	休み
待機期間は不成立			待機成立			ここより支給	

④給与が出ていないこと。

会社より給与が出ていないことが必要です。

ただし、給与が、傷病手当金よりも少ないときは差額が支給されます。

3. 傷病手当金の額について。

$$\text{日額} = \text{本人の標準報酬月額} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}$$

標準報酬月額は、4月から6月までの総支給額の平均を等級表に当てはめて決定したものです。

2016年4月に法改正されました。(12カ月を見る。B会社では、12月の資格期間がないので、別添が必要)

例えば、A会社では、2か月間標準報酬月額26万円、そのあとB会社では、10か月間30万円としますと、

$$\text{日額} = \frac{(26 \text{万円} \times 2 + 30 \text{万円} \times 10)}{12} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3} = 6,520 \text{円}$$

つまり、一日当たり6,520円が支給されるということです。

4. 傷病手当金の支給期間

受給できる期間は、支給が開始された日から1年6月間です。

待期の3日間は、年次有給休暇を3日とっても成立します。(昭和26年保文書発第419号)

また、事業主から賃金が支給されても、療養している限る待期の3日間は成立します。

支給開始日から1年6月間に中に、出勤日があっても、1年6月に含まれます。

1年6月の中に会社の公休日があっても療養のため服務に服することができない状態にあれば、傷病手当金は支給されます。

5. 傷病手当金を受給中の社会保険料は負担が免除になりますか。

まず、会社に在職中は社会保険料を支払わなければなりません。

普段は、給料から天引きされます。しかし、傷病手当金受給中は、給料は支給されませんので、労働者は別途負担をしなければなりません。つまり、労働者の口座に直接振り込まれますので、会社は、傷病手当金から控除はできません。会社側から請求書がきますので、遅滞なく会社に支払う必要があります。

6. 退職後も傷病手当金を受給するためにはどうするか。

① 退職日に傷病手当金を受給しているかまたは、受けられる状態であることが必要です。

② 退職日までに被保険者期間が継続して1年以上あることも必要です。

例1

1月21日	1月22日	1月23日	1月24日
出勤	欠勤	欠勤	欠勤・退職

← 労務不能3日間 →

1月25日からは傷病手当金は支給されない。

例2

1月21日	1月22日	1月23日	1月24日
欠勤	欠勤	欠勤	欠勤・退職

← 労務不能3日間 →

1月24日から傷病手当金が支給される。

注 例2の場合、被保険者期間が1年以上ないと、退職後には傷病手当金は支給されない。

例3

1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日
欠勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤・退職

← 労務不能3日間 →

1月24日から傷病手当金が支給される。

7. 退職日の行動には気を付けること。

1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日
欠勤	欠勤	欠勤	欠勤	出勤・退職

← 労務不能3日間 →

傷病手当金 1月24日に残務整理のため出勤すると、退職日に傷病手当金を受給していないことになるので、退職後は傷病手当金を支給されない。